

# 湯沢市こども計画【概要版】

## 計画の位置づけ

- 「湯沢市こども計画」は、「こども基本法」第10条第2項に基づく計画として策定するものです。同法において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。
- また市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの

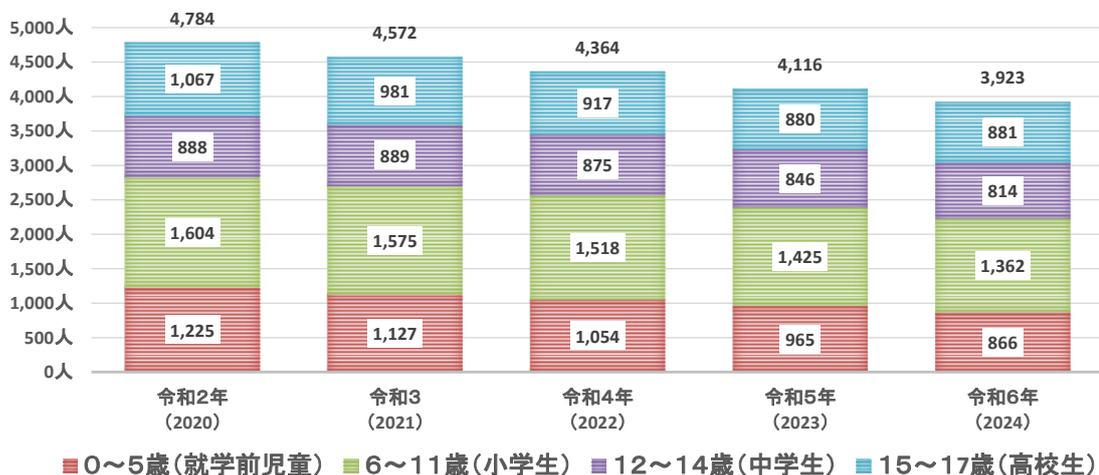
## 計画の期間

- 本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間における、子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要事項及び子ども施策を推進するために必要な事項を定めるものです。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画期間					
				計画改訂	

## 18歳未満の人口

- 18歳未満の人口を「就学前児童」「小学生」「中学生」「高校生」の各年代別で見ると、いずれの年代でも減少傾向にあります。



※住民基本台帳(各年3月末時点)

## 計画の基本理念と施策体系

- 急激な社会変化と少子化が進行する中で、子どもや若者を取り巻く問題も多様化、複雑化してきています。多様化、複雑化する問題に取り組み、子育てに対する不安を払拭し湯沢市で安心して子育てができる環境を整備することで、子どもたちの健やかな成長に繋がります。

### 基本理念

自然豊かな湯沢の地で、次世代を担う子どもたちが夢と希望をもち、将来にわたい健やかに成長できるよう、地域全体で育みます

#### <基本目標>

- 
- (1) 子ども・若者の権利や個性を尊重し最善の利益を図ります
  - (2) 子ども・若者や子育てに関わる人と対話しながら進めます
  - (3) ライフステージに応じて適切にサポートします
  - (4) 全ての子ども・若者が幸せに成長できるよう環境を整えます
  - (5) 若い人の生活が安定し、子育てに希望を持てるようにします

ライフステージ

子どもの誕生前から幼児期まで

学童期・思春期

青年期

子育て当事者への支援

ライフステージ縦断

- 本計画では、総合振興計画に基づく KPI を目標指標に設定し、毎年の市民満足度調査から評価を得ることで、施策事業の効果を点検します。また、子ども・若者、子育て当事者等の特定の年代を対象にしたアンケート調査を適時実施し、幅広い方々から評価をいただくこととします。これら評価結果については、毎年子ども・子育て会議へ諮り、既存事業の見直し、改善を実施します。

編集・発行／令和7年3月

湯沢市 福祉保健部 子ども未来課  
〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号  
TEL:0183-78-0166